

平成27年度から適用される税制改正についてのお知らせ

税制改正により、平成27年度の個人住民税から適用される主な改正内容を説明します。

その1

住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)が延長・拡充されています!

平成25年度の税制改正により、個人住民税における住宅ローン控除の適用期限が平成29年12月31日まで延長されています。平成27年度に適用される控除額は以下のとおりとなります。

居住年 (取得時期)	従来からの継続適用の場合		平成27年度からの新規適用の場合	
	(平成25年12月まで)	(平成26年1月～3月)	(平成26年4月～平成29年)	
控除 (限度額)	所得税の課税総所得金額等の 5%(最高9.75万円)	所得税の課税総所得金額等の 5%(最高9.75万円)	所得税の課税総所得金額等の 7%(最高13.65万円)	

(※)当該控除は、所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、上記の控除限度額の範囲内で個人住民税から税額控除する制度です。

その2

上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る10%軽減税率の特例措置が廃止されています!

上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例措置並びに源泉徴収選択口座内調整所得金額及び上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率の10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止されています。平成26年1月1日からは、本則税率の20%(所得税15%、住民税5%)が適用されています。

また当該所得は原則、源泉分離課税方式であるため申告手続は不要ですが、納税者が申告課税方式を選択した場合には「配当割額・株式等譲渡所得割額」の適用を受けることになります。

今回の10%軽減税率の廃止に伴い、適用される「配当割額・株式等譲渡所得割額」についても5%で源泉(特別)徴収された金額となります。ご確認ください。

その3

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得の非課税措置(いわゆるNISA)が創設されています!

20歳以上(口座開設の年の1月1日現在)の居住者等を対象として、平成26年から平成35年までの間に、年間100万円を上限として非課税口座内で取得される上場株式等の配当等やその上場株式等を売却したことにより譲渡益が生じた場合に、当該非課税口座に対して非課税管理勘定が設定された日の属する年の1月1日から最長5年間、所得税及び個人住民税が非課税となる、いわゆるNISAが創設されています。

なお、口座開設などのご相談は直接、金融商品取引業者等へご連絡してください。

【お問い合わせ】総務部税務課 町県民税係 ☎ 945-4729

固定資産税4期分の納期限は、3月2日(月)です。

納め忘れのないよう、よろしくお願ひします。

町税の納付が遅れた場合は延滞金が増加されます。お早めに納めてください。滞納が続きますと、預金や不動産等の差押を行います。

町税の納付は口座振替を利用すると便利です。納め忘れのない口座振替に切り替えましょう。口座振替の申請書は、町内各金融機関または総務部税務課の窓口にあります。必要事項を記入の上、口座開設先支店に提出してください。

※残高不足のため口座振替ができないケースが発生しています。口座振替日の前に残高を確認してください。

※当初納付書と督促状等で同一期の税金を、重複払いするケースが発生しています。納期限を過ぎて支払う際は注意しましょう。また、領収書等はまとめて控えてください。

平成26年度各町税目の納期

税目	納期限	第一期	第二期	第三期	第四期
町県民税		6月30日	9月1日	10月31日	平成27年2月2日
固定資産税		4月30日	7月31日	12月25日	平成27年3月2日
軽自動車税		6月2日			

【お問い合わせ】総務部税務課 徴収収納係 ☎ 945-4729

平成27年度(平成26年分)町県民税(兼国民健康保険税)申告のお知らせ

町税の申告や納税について、日ごろからご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて今年も、町県民税申告の時期がやってまいりました。平成26年1月1日から12月31日までの1年間の収入、所得、各種控除について、申告期限までに提出してください。

申告期間

平成27年2月16日(月)から
3月16日(月)まで

※土日・祝日は除く。

受付時間

9時00分から11時30分
13時30分から16時30分

※申告内容によっては、受付順番が前後することがあります。あらかじめご了承ください。

《夜間申告》

20時まで受付します。

3月6日(金)

3月13日(金)

《日曜申告》

受付時間は通常どおりです。

3月15日(日)

申告会場

西原町町民交流センター 会議室
(西原町役場内)

指定日	指定行政区
2月16日(月)	幸地・幸地高層住宅・幸地ハイツ
2月17日(火)	棚原・坂田・坂田高層住宅
2月18日(水)	上原・千原・森川
2月19日(木)	翁長・徳佐田
2月20日(金)	池田・小波津団地
2月23日(月)	与那城・西原ハイツ
2月24日(火)	兼久・平園・東崎
2月25日(水)	我謝・安室・桃原
2月26日(木)	小波津・西原団地・美咲
2月27日(金)	津花波・呉屋・西原台団地
3月2日(月)	内間・内間団地・小橋川
3月3日(火)	小那覇・掛保久・嘉手苅
3月4日(水)	全行政区
3月5日(木)	
3月6日(金)	
3月9日(月)	
3月10日(火)	
3月11日(水)	
3月12日(木)	
3月13日(金)	
3月15日(日)	
3月16日(月)	

[3月6日]と[3月13日]は[夜間申告]のため、20時まで受け付けます。

※混雑を避けるため、行政区ごとに申告指定日を設定しています。みなさまのご協力をお願いします※

申告に必要なもの

- ① 印鑑(認印可) ※代理申告の場合は、本人及び代理人の方の印鑑が必要です。
- ② 平成26年中の収入を証明する書類(源泉徴収票・給与明細書・収支明細書等)
- ③ 営業・農業・漁業・不動産所得がある方は、収支確認ができる全ての書類(平成26年1月から帳簿保存が義務化されています)
- ④ 社会保険料・生命保険料・地震保険料等の支払証明書(納付証明書や控除証明書等)
- ⑤ 障害者手帳・療育手帳・精神保健手帳・障害者控除対象者認定書等(障害者控除を適用する場合に確認します)
- ⑥ 医療費の領収書(医療費控除を適用する場合に必ず原本を確認します)
- ⑦ 預貯金通帳や口座確認ができるもの(所得税の還付申告を受け付ける際に必要です)

《町県民税申告が必要ない方》

- ① 所得税の還付、納付申告のために税務署で確定申告書を提出する方
 - ② 給与収入が1か所のみで、勤務先から西原町に給与支払報告書が提出されている方
 - ③ 年金収入のみで、収入金額が148万円未満(65歳以上)、もしくは98万円未満(65歳未満)の方
 - ④ 未成年や所得がない方で、西原町内在住の納税者の扶養親族として申告されている方(被扶養者となっている方)
- ※ 町外在住の納税者の扶養親族となっている方は「扶養されている旨」の申告が必要になります。

～申告をしないと困ること～

- ・所得証明書や課税証明書等の発行ができません。
- ・国民健康保険税の軽減措置や高額療養費などの支給が受けられない場合があります。
- ・国民年金保険料の免除申請ができない場合があります。 などなど。

学生や所得がない方でも、上記の手続きによっては申告書の提出が必要な場合があります。

【お問い合わせ】総務部税務課 町県民税係 ☎ 945-4729